

三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三宅町内のこどもの健全な育成に寄与するためのこどもの居場所を提供する団体に対して行う三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、町内に居住する18歳未満の子ども及びその保護者を対象に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 子どもやその家庭に食事の提供又は支援を行う事業
- (2) 学習支援、子ども同士の遊び体験、大人と関わる機会の創出等こどもの居場所づくりを行う事業
- (3) 子ども用品(文房具や生理用品等)の提供を行う事業

2 前項の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 三宅町在住の子どもを対象とする事業であること。
- (2) 町域全体への周知がなされ、対象とする子どもを地区や補助対象団体の関係者等に限定しないこと。
- (3) 食事・食材の提供は無料又は安価で行うこと。
- (4) 支援が必要な子ども又は家庭を発見した場合は、児童福祉担当部署及び関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (5) 事業活動で知りえた情報は法令に則り適切に管理すること。
- (6) 食事の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギーの対応、防火等に配慮すること。
- (7) 食材の確保については、地域の農家、食品会社、フードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (8) 支援が必要な子ども及び家庭が、随時児童福祉担当部署等に相談できるよう周知を図ること。
- (9) 事業頻度は年2回以上であること。
- (10) 事業時間は、1回当たり3時間以上であること。
- (11) 参加人数は、1回当たり10人以上が見込まれること。
- (12) 事業実施中、常駐できる責任者を配置すること。
- (13) 事業の円滑な実施体制が確保されていること。
- (14) 国、地方公共団体その他これらに類するものから補助対象事業に係る補助金又は給付金を受けていないこと。
- (15) 法令及び三宅町の条例、規則、その他の規定を遵守すること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 2人以上で構成され、代表者が町内に住所を有する団体又は本部(本店)の所在が町内にある団体。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (3) 法令等に違反する活動していないこと。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動をする団体でないこと。

(5) 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動ではないこと。

(6) 営利を目的とし、又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受ける団体でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

（補助対象期間）

第4条 補助の対象となる期間は、補助金の交付決定日からその日の属する年度の3月31日までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

（補助基準額）

第6条 補助の基準となる額は、次に掲げる額とする。ただし、30万円を限度とする。

補助基準額 = 3万円 × 補助対象期間中の事業実施回数

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる金額のいずれか低い額とする。ただし、100円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費の総額から利用者からの料金収入及び寄付金を控除した額

(2) 補助基準額

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長が定める期間内に町長に提出しなければならない。

(1) 団体に関する概要書（第2号様式）

(2) 事業実施計画書（第3号様式）

(3) 事業収支予算書（第4号様式）

(4) その他補助金の交付に関し町長が必要と認めるもの

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 前条の交付決定を行った場合、町長は、当該補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払を請求しようとするときは、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金（交付・概算）請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第11条 補助事業者が当該決定を受けた後において、事業内容等を変更する場合は、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認申請書（第8号様式）を町長に提出し、

その承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに当該変更承認申請書の内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認・不承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。
（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（第10号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第11号様式）
- (2) 事業収支決算書（第12号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

- 2 町長は、前項の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金返還通知書（第14号様式）を補助事業者に通知し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又は本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 正当な理由なく事務手続きを行わなかった場合
- (5) 町長が適当でないと認めた場合

- 3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させるときは、三宅町こどもの居場所づくり支援事業補助金返還通知書（第13号様式）により補助事業者に通知する。

（関係書類の保存期間）

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の使途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
(1) 報償費（講師や有償ボランティアの報償費、交通費） (2) 食糧費（食材など） (3) 消耗品費（文具類、用紙、日用品など） (4) 印刷製本費（チラシやパンフレットなどの印刷費用） (5) 燃料費（事業に要するガソリン代など） (6) 光熱水費（事業実施施設の電気・ガス・水道代） (7) 修繕費 (8) 通信運搬費 (9) 広告料 (10) 保険料 (11) 使用料及び賃借料 (12) 備品購入費（備品とは、標準小売価格が税込み1万円以上の物かつその性質及び形状を変えることなく、耐用年数3年以上と長期間継続して使用保管することができる物品）